

相模原市市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市条例第 3 0 号

相模原市市税条例等の一部を改正する条例

(相模原市市税条例の一部改正)

第 1 条 相模原市市税条例(平成 1 6 年相模原市条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条及び第 3 0 条(見出しを含む。)中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 3 0 条の 3 を削る。

第 3 1 条(見出しを含む。)中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第 1 号オ中「第 1 5 条の 1 5」を「第 1 5 条の 9」に改める。

第 3 2 条の見出し及び同条第 1 項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 3 3 条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第 1 項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第 3 3 号の 4 の 2 様式」を「第 3 3 号の 4 様式」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「第 3 3 号の 4 の 2 様式」を「第 3 3 号の 4 様式」に改める。

第 3 4 条(見出しを含む。)中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 6 1 条第 1 項第 2 号中「、法第 4 5 4 条」を削る。

附則第 4 条の 2 第 3 項中「附則第 1 5 条第 2 5 項第 1 号イ」を「附則第 1 5 条第 2 4 項第 1 号ロ」に、「3 分の 2」を「2 分の 1」に改め、同条第 4 項中「附則第 1 5 条第 2 5 項第 1 号ロ」を「附則第 1 5 条第 2 4 項第 1 号ハ」に、「3 分の 2」を「2 分の 1」に改め、同条第 5 項中「附則第 1 5 条第 2 5 項第 1 号ハ」を「附則第 1 5 条第 2 4 項第 1 号ニ」に、「3 分の 2」を「2 分の 1」に改め、同条第 6 項中「附則第 1 5 条第 2 5 項第 1 号ニ」を「附則第 1 5 条第 2 4 項第 3 号ロ」に改め、同条第 7 項中「附則第 1 5 条第 2 5 項第 2 号」を「附則第 1 5 条第 2 4 項第 4 号」に、「7 分の 6」を「4 分の 3」に改め、同条第 8 項から第 1 3

項までを削り、同条第14項中「附則第15条第28項」を「附則第15条第27項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第15項中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第16項中「附則第15条第40項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第10項とし、同条第17項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第18項を同条第12項とし、同条第19項を同条第13項とする。

附則第4条の3第1項及び第2項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第3項中「の改修実演芸術公演施設」を「に規定する改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「総理府令附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準(同条第3項の条例で付加した事項を含む。)又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改める。

附則第5条の2から第5条の5までを削る。

附則第6条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

(相模原市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 相模原市市税条例の一部を改正する条例(平成26年相模原市条例第30号)の一部を次のように改正する。

附則第13項中「の種別割」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(軽自動車税に関する経過措置)

2 第1条の規定による改正後の相模原市市税条例第8条、第30条及び第31条から第34条までの規定並びに附則第6条の規定並びに第2条の規定による改正後の相模原市市税条例の一部を改正する条例附則第13項の規定は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、令和7年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

(特定再生可能エネルギー発電設備に対する固定資産税に関する経過措置)

4 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第2号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。)附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(改修実演芸術公演施設に対する固定資産税及び都市計画税に関する経過措置)

5 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。